

平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用等に係る特例措置の実施について

「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用」及び「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る建設関連業務委託等」について、次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額（業務委託料）の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 特例措置の内容

建設工事及び建設関連業務（以下「建設工事等」という。）の受注者で平成 26 年 2 月 1 日以降に契約を締結したもののうち、「平成 25 年度公共工事設計労務単価」及び「平成 25 年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算している建設工事等について、新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができる。

2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金（業務委託料）について、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 、 k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

3 協議の請求方法

別紙様式 1 又は様式 2 を契約課（水道局発注案件は経営管理課）へ提出し、協議してください。

問合せ先

契約課 工事担当

電話 0956-25-9649

様式1

平成 年 月 日

佐世保市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」の
特例措置に係る工事請負契約の変更協議について

下記の工事請負契約について、工事請負契約書第53条に基づき協議をお願いします。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額

5 工 期

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

様式 2

平成 年 月 日

佐世保市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

平成 26 年度 2 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る
建設関連業務委託等における特例措置に係る業務委託契約の変更協議について

下記の業務委託契約について、測量・調査設計等業務委託契約書第 53 条に基づき協議をお願いします。

記

1 業 務 番 号

2 業 務 名

3 工 事 場 所

4 業 務 委 託 料

5 履 行 期 間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで